

事務事業名	女性がん集団検診事業				担当	健康福祉部健康増進課成人健康係		
政策名	C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83－8122		
施策名	6 健康づくりの推進				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	健康増進法・がん対策基本法、がん検診実施のための指針（厚労省）					☒ 単年度繰返（開始年度昭和51年度～）		
予算科目	1. 一般会計	4. 衛生費	1保健衛生費	2予防費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）		
事業概要	【目的】女性特有のがんの早期発見、早期治療を目的とする。 【内容】子宮がん検診：子宮頸部の組織検査。乳がん：超音波検査、マンモグラフィー検査。骨粗しょう症検診：骨密度測定。対象年齢：40歳以上 【自己負担】子宮がん検診400円、乳がん検診400円、骨密度検診100円 【検査機関】栃木県保健衛生事業団							

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
27年度実績 ・検診の日時・会場の設定 ・受診者の募集と通知：前年度申込者を継続受診者として案内通知を発送。更に、広報紙により周知して電話申し込み受付。受診希望者に問診票の送付と検診結果の送付を行う。・検診回数：26回 ・受診率対策と若い女性の受診機会を増やすため、ヤング女性がん検診を4回実施した。 28年度計画 ・平成27年度同様に実施。・検診回数：26回 ・ヤング女性がん検診:5回		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 子宮がん検診受診者数	人	1,635	1,466	1,615	1,574	2080
		イ 乳がん検診受診者数	人	1,904	1,704	1,894	1,901	2080
		ウ 骨密度測定受診者数	人	1,633	1,544	1,672	1,664	2080
		エ ヤング子宮がん検診受診者数	人	66	119	161	184	350
		オ ヤング乳がん検診受診者数	人	89	175	232	260	300
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
・40歳以上の女性 ・ヤング子宮がん検診（30歳～40歳未満） ・ヤング乳がん検診（30歳～40歳未満）		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 40歳以上の女性の数	人	13,418	13,148	13,864	14,379	14,447
		イ ヤング子宮がん検診募集定員	人	150	225	240	300	375
		ウ ヤング乳がん検診募集定員	人	100	150	240	260	310
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
子宮がん・乳がんの早期発見につなげる。		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 子宮がん検診受診者数/対象人数	%	12.2	11.1	11.6	10.9	14.4
		イ 乳がん検診受診者数/対象人数	%	14.2	13.0	13.7	13.2	14.4
		ウ 骨密度測定受診者数/対象人数	%	12.2	11.7	12.1	11.6	14.4
		エ ヤング子宮がん検診受診率/募集定員	%	44.0	52.9	67.1	61.3	93.3
		オ ヤング乳がん検診受診率/募集定員	%	89	117	96.7	100	96.8
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
健康な状態で生涯を暮らしてもらう。		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 受診者の中で子宮がんが発見された割合	%	0.06	0	0	0	0.05
		イ 受診者の中で乳がんが発見された割合	%	0	0.06	0.02	0.2	0.2
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	14,889	16,907	19,159	19,147	21,435
			事業費計 (A)	千円	14,889	16,907	19,159	19,147	21,435
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	633	650	661	664	674	
		人件費計 (B)	千円	2,660	2,642	2,790	2,782	2,824	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	17,549	19,549	21,949	21,929	24,259	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	・子宮がんは、昭和51年から検診車による集団検診を開始。 ・乳がんは、老人保健法に基づき、昭和62年から検診車による集団検診を開始。 ・平成24年度から、若い女性の検診受診率向上を目的に、対象年齢を子宮頸がん30歳～40歳未満、乳がん30歳～40歳未満に限定した「ヤング検診」を開始した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・平成10年度から老人保健法の補助対象外となり、一般財源化された。 ・平成16年度に国のがん検診実施のための指針の改正により隔年検診になったが、本市では毎年受診可能とした。 ・平成20年度より、健康増進法に基づく健康増進事業に位置づけられた。 ・平成25年度から、子宮頸がんの検査方法が液状化細胞診検査になり、検診料金に変更が生じたため、自己負担を300円から400円にした。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・市民の声：安い金額で一度に受けられるのが利点である。 ・乳がん検診では超音波とマンモグラフィーの両方の検査ができるので安心である。 ・産婦人科医から：集団検診と施設検診の双方があることは、受診者にとって有益ではあるが、集団検診は細胞診だけであり、その他の病気の治療に繋がらないため、施設検診の推進が望ましい。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある がんの早期発見治療は、市民が心身ともにすこやかな生活を送ることができるので、市の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 厚生労働省のがん対策基本法、がん検診実施のための指針に基づき実施しているので、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 厚生労働省のがん検診実施のための指針に基づく対象であるので適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある がん対策基本法、がん検診実施のための指針に基づき実施しているので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない がん対策基本法、がん検診実施のための指針に基づき実施しているので、廃止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費で実施しているので、削減はできない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しているので、削減はできない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある がん対策基本法、がん検診実施のための指針に基づき実施しているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td> </td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td> </td><td> </td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td> </td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td> </td><td> </td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								